

令和元年度第1回別海町公の施設に係る指定管理者選定委員会結果

施設名	別海町交流館ぷらと
施設所在地	別海町別海旭町67番地1
設置年度	平成6年度
設置目的	町民の心身の健康と生活文化の向上を図るため、研修、交流を深め、知識と教養を高める場として設置。

指定管理者選出（内部）委員会審議結果

候補者	住所	別海町別海旭町67番地の1
	名称	別海町商工会
	代表者	会長 橋本 淳一
公募しない理由	<p>当該施設は、商店街の中心に位置し、地域コミュニティの場はもとより、商工業の発展の場として大きな役割を果たしています。</p> <p>別海町商工会は施設完成当初から当施設の管理を適正に行ない、今後についても培ったノウハウを活かした適正な管理が期待できます。</p> <p>また、今後生涯学習センターの完成に伴い、生涯学習センター、マルチメディア館、別海町交流館ぷらととの3館連携において、商業機能を当施設で請負うことが想定されていることから、「別海町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例」第5条第1項の「公募によらない指定管理者の候補者の選定等」及び「同条例施行規則」第4条の2第1項第2号の規定に該当することから、公募しないことが妥当と考えます。</p>	
指定期間	<p>5年間（令和2年4月1日から令和7年3月31日まで）</p> <p>継続的に運営することによって、効率的な運営が図られるため、指定期間5年間が妥当と考えます。</p>	

選定委員会意見

候補者の適否	適当であると判断する。
指定期間	5年間が適当であると判断する。 （令和2年4月1日から令和7年3月31日まで）